

朝日村商工業等後継者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内の商工業者等の円滑な事業承継を支援することにより、村内における商工業の持続的な維持、発展を目的として、親等から事業を引き継ぐ者（以下「親元後継者」という。）に対し、事業承継に要する費用について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては朝日村補助金交付規則（昭和39年朝日村規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の定義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 商工業者等 中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条第1項及び第4号に規定する中小企業者及び小規模企業者であつて、村内に住所若しくは主たる事務所又は事業所を有している者
- (2) 事業承継 商工業者等が行っていた事業を引き継ぐことをいう。
- (3) 経営者 現に、村内で事業を営んでおり村内に住居を有している者
- (4) 親元後継者 村内に住居を有し、居住して親等（三親等以内の親族）から事業を承継する者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 村内で10年以上営む商工業者等の親元後継者として就業した者、又は経営を譲り受けて営む者で、申請時の年齢が満50歳未満であり、かつ、就業した日から起算して4年以内であること。
- (2) 補助対象者は、村内に住居を有し、現に居住していること。
- (3) 補助対象者及びそれらの同一世帯員が租税公課その他の村に対する債務（以下「村税等」という。）の履行を遅滞していないこと。
- (4) 補助対象者は、商工業者等の経営を引き継いで親元後継者となる意思を有し、同時に申請時に経営者がその意思を認める者であること。
- (5) 交付申請時に対象となる商工業者等が営む事業に従事していること。
- (6) 補助対象者、商工業者等、経営者等が、国、県又はこれらの外郭団体等から、過去に同様の趣旨の補助金、支援金、交付金等を受けていないこと。ただし、朝日村商工業振興条例補助金等のこれらと同様の趣旨の補助金、支援金、交付金等を受けてから4年以上経過している場合は、この限りでない。

(7) 朝日村暴力団排除条例（平成24年朝日村条例第5号）（以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員等でない者及び条例第1条に規定する暴力団と密接な関係を有しない者

(8) 前各号に掲げるもののほか、村長が適切でないと判断する事業又は後継者ではないこと。

（補助金の交付額等）

第4条 補助金の交付額は、30万円とする。ただし、商工業等を営む1経営体につき補助対象者は1人とする。

2 補助金は、事業承継及び事業承継後の経営安定に資するものとする。

3 補助金は、補助対象者1人につき1回を限度とする。

4 補助金の交付を受け、事情によりその補助金を返還した場合は、次の申請ができないものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、商工業者等が営む事業に就業した日から起算して4年以内に次の書類を村長に申請するものとする。

(1) 朝日村商工業等後継者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 定住等誓約書（様式第2号）

(3) 事業承継承諾及び事業承継承認書（様式第3号）

(4) 就業証明書（様式第4号）

(5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、必要に応じて交付の条件を付し、朝日村商工業等後継者支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者へ通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしてはならない。

（補助金の請求）

第8条 第6条の規定による補助金の額の決定通知を受けた者は、速やかに朝日村商工業等後継者支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を村長へ提出しなければならない。

（免責事項）

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還を命じない。

(1) 対象者が死亡したとき。

(2) 交付決定の日から起算して4年が経過したとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長がやむを得ないと認めたとき。
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。